

平成24年(2012年)11月20日

姫路市長

石見利勝様

姫路市情報公開審査会

会長 福永弘之

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について(答申)

姫路市長より平成24年8月2日付けで諮問を受けた下記の公文書の部分公開決定に係る異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

「国民年金手帳払出簿(支所・出張所の所管分(払出日当時)及び再開五年年金の払出簿で、払出日が公開請求対象期間内にあるもの)」

別紙

答 申

1 審査会の結論

本件事案において、姫路市長（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

- (1) 平成24年2月20日、異議申立人は、姫路市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条に基づき、実施機関に対し、国民年金手帳払出簿の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 平成24年3月1日、実施機関は、本件請求に対し、該当する公文書が著しく大量にあり、期限内に処理することが困難として、条例第12条の規定を適用し公開決定等期間特例延長を行った。
- (3) 平成24年3月29日から計4回にわたり、実施機関は、国民年金手帳払出簿中の住所、氏名、性別が条例第7条第1号に該当する旨の部分公開決定を行った。
- (4) 平成24年6月26日、実施機関は、「国民年金手帳払出簿（支所・出張所の所管分（払出日当時）及び再開五年年金の払出簿で、払出日が公開請求対象期間内にあるもの）」（以下「本件公文書」という。）について、住所、氏名、性別が条例第7条第1号に該当する旨の部分公開決定を行った。
- (5) 平成24年8月1日、異議申立人は、本件処分を不服として異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し、公開しない部分のうち住所及び氏名の公開を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 姫路市が説明責任を全うし、情報公開が円滑に行われるためには、政策や情

報に関する記録が保存され、文書管理が適正に行われることが前提である。しかし姫路市の国民年金担当課では、それらは全く遵守されておらず、文書の取り扱いが杜撰である。妻は昭和45年6月頃には国民年金に加入していたはずなのに、姫路市はその記録がないと主張している。それならば、国民年金手帳払出簿を公開して、そのことを証明するべきである。

イ 国民年金手帳払出簿のうち実施機関が非公開とした国民年金被保険者（以下「被保険者」という。）の住所及び氏名は、条例第7条第1号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するため、公開しても何ら問題はない。

ウ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第7条で公益上の理由による裁量的開示が認められている。

エ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）には文書提出義務に関する制度があり、取消訴訟においても、これが準用されている。当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するときである（民事訴訟法第220条第1号）。当事者が自分の主張を根拠づけるために文書を引用した以上、少なくとも相手方当事者との関係では文書を秘匿する意思はないと考えられること、その主張は、弁論の全趣旨として裁判所の心証に影響を与えるから、相手方当事者に文書の内容について立証の機会を与えることが公平に合致することになる。司法過程における文書提出命令の存在意義は、行政手続法、行政不服審査法の存在にもかかわらず否定されない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が公文書部分公開決定通知書、理由説明書及び口頭による意見陳述で主張している非公開理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公文書は、国民年金加入届を受付した被保険者に対して、国民年金手帳記号番号の払い出し（国民年金手帳の交付）を行う事務の管理簿として作成した文書であり、年金番号ごとに、払い出し年月日、被保険者の種別、住所、氏名、性別などが記録されている。
- (2) 本件公文書には、条例第7条第1号に定める非公開情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報）が含まれるため一部（住所、氏名、性別）を非公開とした。

- (3) 非公開とした情報は、条例第7条第1号ただし書イに該当するため、公開すべきだと異議申立人は主張するが、非公開とした情報は何人からの請求に対しても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であるもの」としては認めることができない。
- (4) また、本市の条例には、異議申立人の主張する公益上の理由による裁量的開示についての規定はない。
- (5) 以上のとおり、本件処分に違法、不当な点はない。

5 審査会の判断

(1) 条例第7条第1号の該当性について

ア 条例第7条第1号本文は、個人のプライバシーを最大限に保護するため定められたものであって、プライバシーに関する情報の範囲は法的にも社会通念上も明確になっていない状況であるため、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則非公開としたものである。そして、「個人に関する情報」とは、個人の氏名、住所、生年月日、思想、信条、身体的特徴、健康状態、経歴、家庭状況、所得、財産など個人に関する一切の情報をいう。

したがって、本件公文書に記録されている被保険者の住所及び氏名（以下「本件個人情報」という。）が条例第7条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することは明らかである。

イ 次いで、条例第7条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情

報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」

に該当する場合は、公開しなければならないと定めている。

ウ 異議申立人は、本件個人情報の本号ただし書イに該当する情報である旨主張している。しかしながら、本号ただし書イは、本来公開を原則としてはいても、「個人に関する情報」については非公開を原則とし、例外的に、本号ただし書イに該当する場合には、公開することを規定するものである。本号本文で保護されるはずの「個人情報」を例外的に公開するのであるから、その場合には、この個人情報を公開することによって当該個人が受ける不利益と、当該個人情報を公開することによって得られる利益とを比較衡量して、後者が優越する場合のみ、公開することが許されるものと解される。

異議申立人は、妻の年金加入歴の確認のために本件個人情報の公開を求めているが、本件個人情報を公開することによって、不特定多数の者の氏名、住所等の重要な個人情報が公にされることになる。一方、妻の年金加入歴の確認のために公開を求める異議申立人の利益も、確かにそれは財産的利益にかかわるものといえるが、あくまでも当該個人の個人的な利益である。このような個人的利益と、氏名、住所等プライバシーに関わる重要な個人情報を公開される不特定多数の者の不利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が後者の不利益に優越しているとは言いがたい。したがって本件個人情報が本号ただし書イに該当するものとは認められない。

なお、前記において本号本文に該当するとした情報は、いずれも本号ただし書ア及びウの規定にその性質や内容から明らかに該当しない。

(2) 異議申立人の主張する公益上の理由による裁量的開示について

異議申立人は、公益上の理由による裁量的開示を主張するが、条例にその規定はない。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響を及ぼすものではない。

なお、当審査会は、条例の適用の妥当性を審査することを責務としており、事実の存否や、国民年金手帳払出簿の不備や国民年金事務手続きの杜撰さの有無を判断することは、権限外である。

(4) 結論

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成 24 年 8 月 2 日	—————	・ 実施機関からの諮問書の提出
平成 24 年 8 月 16 日	—————	・ 実施機関からの理由説明書の提出
平成 24 年 8 月 29 日	—————	・ 異議申立人からの意見書の提出
平成 24 年 9 月 10 日	平成 24 年度第 1 回	・ 実施機関からの意見の聴取 ・ 審査
平成 24 年 10 月 22 日	平成 24 年度第 2 回	・ 異議申立人からの意見の聴取 ・ 審査
平成 24 年 11 月 20 日	—————	・ 答申